

# 平成25年第2回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成25年3月11日（月曜日）

## 出席委員（7名）

委員長	中村庄一郎君	副委員長	尾崎利一君
委員	実川圭子君	委員	和地仁美君
委員	関田正民君	委員	東口正美君
委員	中間建二君		

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（2名）

議長	尾崎信夫君	1番	森田真一君
----	-------	----	-------

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	下村和郎君	主事	指田弘安君
主事	櫻井直子君		

## 出席説明員（4名）

副市長	小島昇公君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	田口茂夫君	健康課長	高橋優子君

## 会議に付した案件

- (1) 第7号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- (2) 第8号議案 東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- (3) 第9号議案 東大和市新型インフルエンザ等対策本部条例
- (4) 所管事務調査  
東大和市立小中学校における「いじめ」に関すること

午前 9時31分 開議

○委員長（中村庄一郎君） ただいまから平成25年第2回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（中村庄一郎君） 初めに、第7号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますが、資料が提出されておりますので、質疑に入る前に説明を求めます。

○福祉部参事（田口茂夫君） それでは、お手元に配付いたしました第7号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の委員会資料につきまして、御説明申し上げます。

本条例につきましては、提案理由において御説明いたしましたように、国の省令により規定されております内容を基本としておりますが、市の独自基準を2点定めております。また、介護保険法の一部改正によりまして、条例で定める必要があります2つの事項につきまして、関係法令からの引用についてとして記載しております。

大変恐縮でございます。では、委員会資料の1ページをお開き願います。

市独自基準の1点目といたしまして、記録文書の保存年限を5年とするものであります。

規定する理由といたしまして、従前の省令におきましては、文書等の保存については2年間とされてきたところではありますが、適正な介護給付及び利用者に対しての適正なサービス提供の確認などにおいて、事業所が作成する文書等は重要なものであり、また説明責任の観点などから、市が保存いたします請求明細書と同様に5年間の保存とするものであります。

なお、今回条例化いたします全てのサービスに適用するため、第42条、第58条、第79条、第107条、第127条、第148条、第176条、第201条につきまして、同様に規定しております。

続きまして、市独自基準の2点目といたしまして、非常災害訓練に当たっては、事業者は地域住民参加に努めることとし、当該訓練実施についての市への報告を義務化するものであります。

規定する理由といたしまして、従前の省令におきましても、定期的な訓練の実施は規定されているところでありましたが、東日本大震災等を踏まえ、地域との密接な連携を図るという地域密着型サービス本来の趣旨から、訓練への地域住民参加に努めることとし、また市への報告を義務化することで、施設に対する指導、援助を行うものであります。

なお、通所系及び入所系のサービス別に適用するため、第76条、第102条につきまして規定しております。

委員会資料2ページをお開き願います。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により介護保険法の一部が改正され、市が条例で定めるとされました2つの事項につきまして、介護保険法等に基づき規定するものであります。

1点目といたしまして、地域密着型サービスの事業を行う申請者を法人とするものであります。

規定する理由といたしまして、地域密着型サービスの事業を行う申請者につきましては、市が条例で定めることとされましたが、法令等に従うべき基準でありますことから、介護保険法等に従い法人と定めるものであります。

続きまして、2点目といたしまして、地域密着型介護老人福祉施設の定員を29人以下とするものであります。

規定する理由といたしまして、29人以下の地域密着型介護老人福祉施設、いわゆる小規模特別養護老人ホー

ムであります、この定員につきまして市が条例で定めることとされましたが、介護保険法に準じまして29人以下と定めるものであります。

委員会資料3ページをお開き願います。

地域密着型サービスの内容などにつきまして、記載してございます。

地域密着型サービスとは、高齢者などが、介護が必要になっても住みなれた地域で暮らせるように平成18年度に創設されたもので、記載の8種類のサービスであります。当該サービスを提供する事業者の指定は、市が6年ごとに行いまして、サービスの利用は原則として市民に限られるものでございます。

なお、各サービス内容及び現在市がしております事業者を掲載いたしました、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（中村庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） 本会議ときょうの委員会で御説明いただいて、それで市の独自基準については、文書の保存年限にしても、災害訓練の報告義務にしても、より望ましい方向での基準を市が設けたというふうに理解していますけれども、本会議で説明を受けた際の資料の1ページで、国の省令を基準として同様の定めとした上で、一部につき市独自の基準を定めることとしたというふうになっていて、その下に、従うとか、標準とか、参酌ということで一覧表があるわけですが、この国の省令を基準として同様の定めとしたというのは、市独自の基準以外については国の基準に従っていると、そこから基準が後退しているようなことはないという理解でいいのかどうか伺います。

○福祉部参事（田口茂夫君） 今、委員からお話ございましたとおり、先ほど御説明をさせていただきました合計4点の項目以外のものにつきましては、従前の国の省令と同様な内容を定めておりますので、その内容からサービスの質などが下がるというようなことも一切ございません。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、今回の条例制定の背景として、国の省令を地方分権改革に基づく考え方の中で市の条例にするということでしたが、もともとこの事業者の指定は東大和市が独自で市の判断で指定をしていたわけですが、それが今までは国が一方的に決めた省令に基づいて指定していたものが、今回これをつくることにより、市独自の考え方、条例に基づいて、より市が主体的にこの事業所を指定していけるようになったということの理解でいいのかどうか、ちょっとこの点をまず確認したいと思います。

○福祉部参事（田口茂夫君） 今、委員がお話のありましたとおりでございます、従前から指定自体は市が行ってございました。ただ、その指定を行うに当たりまして、その指定の内容の確認、状況等々につきましては国の省令に基づいて指定をしていたと。これが地方分権、どちらかというと今までは指定は市ですけども、内容は国が定めていたというものが、地方分権の一步なのか半歩なのか何とも申し上げられませんが、これが前進をいたしまして、内容のものにつきましても、市が条例で定めることができるということでございます。

しかしながら、説明をさせていただいている内容のとおりでございますが、従うべき基準ですとか、そういったものは国の内容をそのまま準用しなければいけないということがございますので、特に人員ですとか、

面積的なもの、こちらは給付の問題とも絡んできますので、これはやはり今までの部分と、条例では定めることとはなっておりますが、内容は国を踏襲しなければいけないということでございますので、こちら辺はいたし方ない内容となっているところでございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） そうしますと、今度は条例に基づく人員、設備、運営の基準が明確に条例上なるわけですが、指定をする場合は当然のことながら、この基準を満たしているかどうかということは当然審査しなければ指定ができないかと思うんですが、これが6年間指定業者が継続されるという前提で考えますと、日常的に市の定めた基準を指定事業者が満たしているのかどうかということは、どのような手段なり、方法なりをとって確認をしていくのか、毎年報告書を求めていくのか、定期的な現場調査を行うのか、そのあたりの具体的な手順が、これまでともし今回の条例制定によって変化することがあれば、それも含めて御説明いただきたいと思います。

○福祉部参事（田口茂夫君） 条例制定後につきましても、基本的には市が行うことに関しましては大きく変更はございません。従前から、適切なサービス提供に努めているかの確認など、定期的な実地調査なども実施してございます。また、特にグループホームなどにつきましては、2カ月に1回程度、運営推進会議というのが行われておりまして、こちらの運営会議につきましては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表の方、また市の職員、包括の職員などなどで構成されている方で意見交換なども行ってございます。状況などにつきましては、市の職員もそこに同席してございますので、必要であればそこでアドバイスなども実施してございます。

また、今後につきましては、定期的な検査などもしていく必要があるであろうということから、その辺の実施要綱なども定めていく必要があるかなというふうなことは認識してございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 地域密着型サービスの場合、特に認知症の方の通所もしくはグループホームということが中心になってくるかと思うんですが、通常のいわゆる高齢者施設よりも、さらに高齢者の入所者、利用者の人権とか、尊厳というものをより配慮しなければいけないというような施設であろうかと思うんですが、入所者からの苦情とか、家族からの不安とか要望とか、なかなか施設入所者、預かっている側と、預けている家族の立場と、なかなか、正直ぶつかることも多いかとは思いますが、そのあたりの当然苦情、要望があれば、市のほうとしては現場の調査なり、対応なりはなされているかと思うんですが、具体的な市のほうの苦情相談とか、そういったものの対応というのは実態としてはどうなっているのかについて確認したいと思います。

○福祉部参事（田口茂夫君） 苦情などに対する現在の対応状況といたしまして、大きく2つございます。

1点は、苦情相談としまして、東京都国民健康保険団体連合会、国保連のほうに窓口相談を、電話等も含めてそういったルートが一つ確立されてございます。それとともに、当然、今委員からお話がありましたとおり、市の窓口におきましても直接お話を伺うと。その伺った内容は国保連のほうに報告をして、国民健康保険団体連合会のほうから各市に、こういった相談がありますよということで、保険者間での情報共有、当然個人情報保護の保護は守られておりますけれども、そのような形で情報共有をし、各保険者においても、そういったところ、注意をするべき点などにつきましても、必要であれば、そういったところで指導などをしていくというふうなルートがあります。

そのようなことで、また市の窓口においても、直接地域密着型といたしまして、基本的に市民の方が原則使用ということになりますことから、丁寧に対応はさせていただいております。

また、利用者だけでなく、ケアマネジャーさん等につきましても情報があれば、私どものほうとしても適切な対応をしているという状況でございます。

以上でございます。

**○委員（中間建二君）** 改めて、条例を確認する中で、高齢者の介護保険法の理念に基づく高齢者、入所者の尊厳の保持と申しますか、そういうところがきちんと明記されておりますので、当然のことながら、市のほうとしてもそこには努めていただいているというふうに理解をいたします。

あと、もう一、二点伺いたいんですけども、いただいた資料の中で、地域密着型サービスの当市における事業所の状況が情報提供をいただきました。それで、グループホーム等については承知をしているところなんですけど、この中で地域密着型サービスで、例えば定期巡回、随時対応型訪問介護看護ということで、24時間対応サービス等の指定業者がないというサービスが幾つか資料の中で見られるわけですけども、当市の今の介護保険サービスの利用者の状況からして、今行われていない、指定されていないサービスについては、サービスがなくても現実的には何とかなっているということにはなるかと思うんですけど、このサービスは本来行いたい、行すべきものとして考えているのか、それとも、もう事業者が指定できない以上やむを得ないものとして考えているのかどうかということが一つと、またそれにあわせて、どうしても介護事業者の東大和市でのサービス展開というのは介護報酬によるところが大きいということは聞いてはいるんですけど、今回条例を検討する中で、例えば指定ができていないサービスを東大和市内で展開してもらうために、何か条例上の工夫をするということができなかったのかという、ちょっとここは疑問に思っているところがあるんですけども、この2つについてお尋ねしたいと思います。

**○福祉部参事（田口茂夫君）** 今、委員からお話ございましたとおり、現在の東大和市の指定状況からいたしましても、決して十分な指定状況ができていないというふうには考えてございません。特に、第5期の介護保険事業計画におきましても、この地域密着型ではございませんが、従前から、老健ですとかそういったものも建設予定がありましたが、これが実施できていないと。また、小規模特養につきましても、今回公募はさせていただきましたが、結果的には実施ができていないということ。また、定期巡回、随時対応型訪問介護看護、また複合型サービスなどにつきましても、今回の5期計画の中におきましても若干触れさせていただいておりますが、やはり市民の利用等を鑑みまして今後の対応はしていく必要があるというふうなところは考えてございます。

何分、今委員からお話がありましたとおり、報酬等、また地域性の問題などなどもございまして、事業者さんのほうから御相談がありました場合につきましては、そういったところの御検討状況はできませんかということは、私どものほうからお話はさせていただいております。そこら辺につきましては、引き続き私どもとしても努力はしていきたいというふうには考えてございます。

また、条例の中身を若干記載することによってということでございますが、今回につきましては、なかなか報酬等のところまでは手が入られるような内容にはなってございません。そのようなことから、先ほどと同じような内容になってしまいますが、事業所の展開相談の中で、そういったところは極力お願いをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（中村庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（実川圭子君） 事業の申請者のことについてお伺いしたいんですけども、今回、この事業を申請する者を法人とするというふうにしていますけれども、この法人の種類というのはどういった種類を考えているのか、お聞かせください。

○福祉部参事（田口茂夫君） 対比的なお話をしますと、個人でないものということになるんですが、基本的には有限会社、法人、NPOも含めて、そういった形の組織的な形態ができているものを全てを指すというふう

に考えてございます。

以上でございます。

○委員長（中村庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。

質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（中村庄一郎君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第7号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○委員長（中村庄一郎君） 次に、第8号議案 東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例、本案を議題に供します。

本案につきましても、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますが、資料が提出されておりますので、質疑に入る前に説明を求めます。

○福祉部参事（田口茂夫君） それでは、お手元に配付いたしました第8号議案 東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の委員会資料につきまして、御説明申し上げます。

本条例につきましては、提案理由において御説明いたしましたように、国の省令により規定されておりました内容を基本としておりますが、市の独自基準を2点定めております。

また、介護保険法の一部改正によりまして、条例で定める必要があります1つの事項につきまして、関係法令からの引用についてとして記載しております。

委員会資料1ページをお開き願います。

市独自基準の1点目といたしまして、記録文書の保存年限を5年とするものであります。

規定する理由といたしましては、従前の省令におきましては、文書等の保存については2年とされてきたところですが、適正な介護給付及び利用者に対して適正なサービス提供の確認などにおいて、事業所が作成する文書等は重要なものであり、また説明責任の観点などから、市が保存いたします請求明細書と同様に5年間の保存とするものであります。

なお、今回条例化いたします全てのサービスに適用するため、第40条、第64条、第85条につきまして、規定しております。

続きまして、市独自基準の2点目といたしまして、非常災害訓練に当たっては、事業者は地域住民参加に努めることとし、当該訓練実施についての市への報告を義務化するものであります。

規定する理由といたしまして、従前の省令におきましても定期的な訓練の実施は規定されているところでありましたが、東日本大震災などを踏まえ、地域との密接な連携を図るという地域密着型のサービス本来の趣旨から、訓練への地域住民参加に努めることとし、また市への報告を義務化することで、施設に対する指導、援助を行うものであります。

なお、通所系及び入所系のサービス別に適用するため、第30条、第59条につきまして規定しております。

委員会資料2ページをお開き願います。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により介護保険法の一部は改正され、市が条例で定めることとされました事項につきまして、介護保険法等の規定に基づき規定するものであります。地域密着型サービスの事業を行う申請者を法人とするものであります。

規定する理由といたしまして、地域密着型サービスの事業を行う申請者につきましては、市が条例で定めることとされましたが、法令等に従うべき基準でありますことから、介護保険法等に従い法人と定めるものであります。

委員会資料3ページをお開き願います。

地域密着型介護予防サービスの内容につきまして、記載してございます。

地域密着型サービスとは、高齢者などが、介護予防が必要になっても住みなれた地域で暮らせるよう平成18年度に創設されたもので、記載の3種類のサービスであります。当該サービスを提供する事業者の指定は、市が6年ごとに行いまして、サービスの利用は原則として市民に限られるものであります。

なお、サービス内容及び現在市が指定しております事業者を掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（中村庄一郎君） これより質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） 7号議案のときと同様のことを伺いますけれども、8号議案についても本会議で示された資料の1ページで、この条例を定めるに当たって、国の省令を基準として同様の定めとした上で、一部につき市独自の基準を定めることとしたという御説明で、独自基準は2つあるということですが、それ以外の国の省令を基準として従う標準、参酌と3つの基準があるわけですが、これについて国の省令と同様の定めということですが、例外なく基本的に国の基準に従っているという理解でいいのかどうか伺います。

○福祉部参事（田口茂夫君） 第8号議案につきましても、省令等の内容をそのまま準用している内容でございます。サービスが低下するような内容は記載はございません。

以上でございます。

○委員長（中村庄一郎君） ほかに質疑はございませんか。

質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（中村庄一郎君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第8号議案 東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午前 9時59分 休憩

---

午前10時 開議

○委員長（中村庄一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○委員長（中村庄一郎君） 次に、第9号議案 東大和市新型インフルエンザ等対策本部条例、本案を議題に供します。

本案につきましても、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますが、資料が提出されておりますので、質疑に入る前に説明を求めます。

○福祉部長（吉沢寿子君） それでは、お手元に配付いたしました第9号議案 東大和市新型インフルエンザ等対策本部条例の委員会資料につきまして、御説明申し上げます。

提案理由において御説明いたしましたように、平成24年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布され、平成25年春に施行予定となっております。新型インフルエンザ等が発生し、政府による新型インフルエンザ等緊急事態が宣言されたときには、市長は直ちに市対策本部を設置しなければならないとされておりますことから、市として迅速な対応を図るための体制を定めることにより、市民の生命及び健康を保護し、市民生活への影響を最小とすることを目的に、市の対策本部に関し必要な事項を本条例で定めるものであります。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法につきましては、新型インフルエンザ対策等の体制の整備及び緊急事態発生時の措置を法制化するものであります。本資料の説明に当たりましては、以下、法とさせていただきます。

それでは、委員会資料1ページをごらんください。

市の対策本部に関する規定は、法に規定する事項と条例に規定する事項とに分かれますため、この資料では、



条例に市が独自に規定する事項をゴシックで示しております。

1の、趣旨であります。条例第1条において制定の趣旨を規定するものであります。

2の、新型インフルエンザ等対策本部であります。条例第2条において、法第34条及び第35条の定めによる市の対策本部に関する職務等について規定をしております。

法第35条では、市町村対策本部の長は市町村長をもって充て、本部員を置くことを定めておりますが、条例に市が独自に規定する事項といたしまして、資料2ページ(4)の記載のとおり、対策本部の職務等を規定するものであります。

同じく、資料2ページをごらんください。

6の記載のとおり、条例第3条において、法第36条の定めによる対策本部長の権限として、会議を招集することについて規定するものであります。

なお、本部長は、必要に応じ本部の会議を招集することとしております。

資料3ページをごらんください。

(7)の記載のとおり、条例第4条において、対策本部長は必要時に対策本部に部を置くことについて規定しております。

最後に、条例第5条において、規則への委任について規定しております。

資料4ページをごらんください。

今後策定してまいります東大和市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則につきまして、2点御説明させていただきます。

1点目は、規則と行動計画との関係についてであります。

まず、国の動きであります。平成24年8月に新型インフルエンザ等対策有識者会議を設置し、政府行動計画の基本的考え方を取りまとめているところであります。平成25年2月7日に、有識者会議の中間報告が発表されました。今後、パブリックコメントを経て、5月から6月ごろに策定される予定であり、あわせてガイドラインの策定も予定されております。

次に、東京都の動きであります。東京都においてもこの3月都議会定例会において、東京都対策本部条例を制定するとともに、東京都の行動計画を作成する予定とされております。

これらを踏まえ、市も法第8条に定めのある行動計画を策定する必要があります。新型インフルエンザ等緊急事態発生時には、各機関が連携して広域的に取り組むことが必要となりますことから、その内容は、上記の政府行動計画及び東京都の行動計画と整合性を図ることが必要となります。そのため、市の行動計画は政府行動計画及び東京都の行動計画が策定された後において策定することになります。

市の施行規則につきましては、対策本部に置かれる部の組織、分掌事務等を定めることを予定しております。これらの事項は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言後の措置に関して具体的な行動を定める市の行動計画を踏まえて定める必要がありますことから、現時点では、施行規則で定める事項として想定される項目を掲げるとどまるものであります。

2点目は、施行規則で定める想定項目についてであります。

1、副本部長の任命に関する事項、2、部の組織、分掌事務に関する事項、3、部に属する本部員及び本部職員に対する事項、4、その他対策本部に関し必要な事項を規定する予定としております。

資料5ページをごらんください。

国が関係機関等に示しております新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要であります。体制の整備等及び新型インフルエンザ等緊急事態発生時の措置が記載されております。

資料6ページをごらんください。

新型インフルエンザ等発生時の流れと主な措置についてであります。

厚生労働大臣による新型インフルエンザ等の発生の公表があった場合には、市の対策本部設置は任意であり、特定接種の実施への協力が求められます。新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合には、市は対策本部を設置し、国及び都の指示に基づき、任務を担うことになります。

資料7ページをごらんください。

現在、国が示している今後のスケジュールで、法律の施行後、政府行動計画の策定やガイドライン策定の予定が示されております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） 今御説明いただきましたけれども、この第9号議案そのものは非常に簡単な条例の構成になっているわけですが、今後、行動計画そして規則を定めて対処していくための枠組みをつくる条例だというような理解でよろしいのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） これから、やはり国の行動計画それから東京都の行動計画に基づきまして、市がまず行動計画をつくっていきと。それに当たりまして、施行規則のほうも細かく整合性を保ちながらつくらなければいけないということがございますので、あくまでもこの対策本部の条例自体は、まずその基本的な枠組みを定めさせていただくというもので、今回制定をさせていただくということでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） それから、資料の5ページで新型インフルエンザ等緊急事態宣言、緊急事態発生の際の措置ということで幾つかの項目が書かれていますけれども、当然そういう緊急な事態のときに、予防接種を行うために物資を確保したり、その流通をきちっとさせるという点での措置は当然必要だと思うわけですが、その中において国民の基本的な人権が損なわれるというようなことについての、国会でもそういうことはないんだという答弁もあるようですが、その点についての確認をしたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） このたび、この特措法がまずつくられた背景といたしましては、2009年の新型インフルエンザH1N1のときでございますが、その発生時に学校の休業や施設の閉鎖などを要請いたしましたが、要請に対して法的な根拠がなかったことや、政府の体制整備の不備、予防接種の財源措置、緊急的な物資の確保などの特別な措置が必要だというようなもろもろの意見があったということで、それを踏まえて、今回この特別措置法において、対策本部を設置したり、基本的対処方針の策定、外出の自粛の要請、予防接種、物資の確保などを位置づけたということで、この法を制定したということでございます。

なお、この法制定に当たりましては、委員からのお話があったように、日本弁護士連合会などからも強制力や拘束力を伴う人権制限が定められているのではないかとというような反対声明が出されているところでございます。そういったさまざまな御意見等を経まして、特に法第45条とか、大勢の人が利用する施設の使用制限の指示とか、それから第54条で定めている緊急物資等の運送や配送の指示、こういったものに関しては、衆議院、参議院のいずれにおいても附帯決議が出されているところでございます。

それぞれの附帯決議の中では、主権の制限にかかわる措置の運用に当たっては必要最小限とするというようなこととか、施設利用の制限要請などの政令をこれから定めるに当たっても、人権制約の度合いが少ない小さい措置をまず可能であることを明示して、集会の自由等の人権が過度に制約されるようなことがないようにというようなことでの附帯決議が出されているところでございます。

以上です。

○委員（中間建二君） 何点か確認させていただきたいと思います。

提供いただいた委員会の資料のほうでの内容なんですけれども、一つは、1ページのところで、これは法のほうになりますけれども、法の中では市長が対策本部長という組織の位置づけの中で、本部員に消防団長を明示しているわけなんですけれども、この新型インフルエンザ対策において消防団長にどういう役割を求めているのかということがもしおわかりになれば、御説明いただきたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 法第35条の中で明示されている消防の部分についてでございますが、「当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）」ということになっておりますので、これらの法に基づきまして、市といたしましても、今後そういったところの、実際は消防団とか含みまして検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 条例の狙いとしては先ほどの質疑でわかったわけですが、2ページの対策本部長の権限ということで、やはり法に定められている中で、アの項目で、市の区域にかかわる新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整ということが一番に来ているわけなんですけれども、国及び都に対して市が果たすべき役割ということで、先ほどの部長の御説明でも6ページのところで明確に、それぞれが取り組むべき役割が記載されているわけなんですけれども、市のレベルにおいては、予防接種の実施のみしか書かれていないわけなんですけれども、これ以外に、結局国や都がとる例えば蔓延防止のための措置、その他云々、たくさんございますけれども、こういった内容を市民の方に協力していただくのに対策本部が総合調整を図っていく機能を果たしていくという理解でいいのか、この総合調整の内容についてどのように受けとめていけばいいのかということと、またこの総合調整の内容が今後の行動計画の中に明示されていくということの理解でいいのか、お尋ねしたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今、対策本部長の権限でございますけれども、これらの総合調整ということでございますが、国や東京都の行動計画に基づきまして、感染の防止のための必要な措置というのがさまざまこれからおりてくるかと思えます。そういったところを市として、市民に的確に周知をし、混乱がないようにというようなことをしたり、それから当然、医療従事者等との連携等も必要になってまいりますので、そういったところ、それから医療機関、救急搬送、それから埋葬とか火葬とか含めたさまざまな事項がございますが、こういった事項に関しましても、東京都等の行動計画に基づいて市のほうが実施をしていくということになろうかと考えておりますので、これらの全ての総合調整を対策本部のほうでしていくということになろうかと考えております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 最後にもう一点ですけれども、7ページのところで、今後のスケジュールということで明示されておりますけれども、先ほどの御説明があったように、国及び都の行動計画が決まらなければ市の行動計画の策定に至らないということではございましたが、最終的に当市においての行動計画の策定の時期というのは、現段階ではいつごろを想定されていらっしゃるのか、この点を確認したいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現時点では、まだ国のほうが政令の案について3月19日までにパブリックコメントをというようなことをございまして、それがパブリックコメントを経て、このスケジュール案でも5月から6月ぐらいに行動計画が策定されるということになっております。

その後、東京都の行動計画ができるということをございますので、それらを情報等は常に迅速に収集しながら、市も東京都の行動計画ができ次第、速やかに行動計画が策定できるようにということでご考えてまいりたいというふうに思っております。できれば、年内ぐらいに策定したいというふうには考えておりますけれども、それはこれからの政府行動計画や東京都の行動計画等の進捗状況によるのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（中村庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。

ないようでしたら、質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（中村庄一郎君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第9号議案 東大和市新型インフルエンザ等対策本部条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

議事運営上の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

---

午前10時19分 開議

○委員長（中村庄一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、所管事務調査、東大和市立小中学校における「いじめ」に関すること、本件を議題に供します。

本日は、前回までの議論を踏まえ、報告書（案）を作成し卓上にお配りをしております。報告書の議決に先立ち、何か御意見等があれば賜りたいと思っておりますけれども。

○委員（中間建二君） 私、意見として、せっかくすばらしい成果のある調査だったので、何らかの形で調査内容を少し報告してあげたらどうかということでご前回申し上げたと思うんですが、取りまとめに当たって、正副委員長のほうで何か調整されたような内容がありましたら、お尋ねしたいと思います。

○委員長（中村庄一郎君） 実際にはいろんな議論もありましたけれども、この中に簡単に調査年月日等々入れさせてもらって集約させてもらったということが正副の内容でございます。

○委員（中間建二君） 私としては、せっかくすばらしい内容で調査ができたので、委員会としての成果をでき

れば委員長のほうで全議員の皆さんに報告していただければより望ましかったのかなと思うんですけども、当然のことながら、議事録を見れば、それまでの議論の成果というのは読み取れるかとは思いますが、何らかの形で、この委員会における調査の内容が他の議員の皆さんにも理解していただけるようなことを、ぜひ、何とも言えませんが、検討いただければありがたいということを意見として申し上げておきたいと思っております。

○委員長（中村庄一郎君） それは意見として承ります。

ほかにございませんか。

ないようでしたら、お諮りいたします。

所管事務調査、東大和市立小中学校における「いじめ」に関する事、本件の調査報告書をただいま御協議いただきましたとおり決定し、定例会最終日に報告をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

所管事務調査につきましては、本日の調査をもって終了したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（中村庄一郎君） これをもって、平成25年第2回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前10時23分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 村 庄 一 郎